

## 時津町立時津中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どの学級にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。また、発生時はいじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通すという姿勢で対応する。

### 1 基本方針で目指す子ども像

- 自分の意見をしっかりと主張できる生徒
- 思いやりを持ち、相手の立場を考えることができる生徒
- 場の空気に応じて盛り上げたり、明るい雰囲気をつくる生徒

### 2 対策組織

#### (1) 「いじめ防止対策部会」(隔週開催)

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭

#### (2) 「いじめ防止対策委員会」(必要に応じて開催)

上記に加え、該当担任、該当部活動担当、スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカー、PTA代表、学校評議員 等

### 3 P T A・関係機関及び地域との連携について

家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。日頃から「長崎いのちの電話」「親子ホットライン」等のいじめ問題などの相談窓口を紹介する。(時中ガイドブックに記載)

### 4 防止・早期発見・措置の手立てについて

#### (1) 教職員の取組(計画)

##### <防止>

・教育活動を通して、生徒が自分を価値ある存在だと認め、大切に思う「自尊感情」を感じる「心の居場所づくり」の取組が大切である。私たち教職員の姿勢は、生徒にとって重要な教育環境である。温かい学級経営や教育活動を展開することにより、生徒に自己存在感や充実感を与えるよう取り組む。

##### <早期発見>

・いじめは我々教職員が認知し難いところで行われることを認識し、全職員による観察、月1回の生活アンケート、学期1回の教育相談などを行い、早期発見に努める。また、本人からの訴え、本人の保護者からの訴え、他の生徒からの情報など「いじめの相談体制」を整える。生徒の立場に立ち生徒を守るという姿勢をもって情報を収集する。

##### <対処>

・いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者、またいじめを行った生徒への指導とその保護者への面談を行う。その上でいじめが止んでいるかを確認し、継続的な見守りや面談などを少なくとも3か月間行う。また、いじめ防止対策委員会において対策を協議し、いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置をとる。さらに、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ他、生命・身体または財産に重大な被害が生じる重大事態への対処については、教育委員会及び所轄警察署や児童相談所等と連携して対処する。

## (2) 生徒の取組（計画）

### <防止>

- ・生徒会や人権委員会の活動として、いじめの標語や防止ポスターを作成
- ・掲示したり、放送や集会で生徒の意識向上を図る。
- ・人権集会や生徒会集会ではアンケート等の集計結果や時津中人権宣言を発表し、いじめを許さない姿勢をアピールし、いじめ防止の校風を醸成する。

### <早期発見>

- ・人権委員会による「アンケート」を実施し、いじめの状況を把握し、防止活動に反映させる。
- ・人権委員は、自分の学級の気になる点を常時出し合い、人権委員会でできることを話し合い、また、教師に助言を求めて、課題意識を共有し、活動する。

### <対処>

- ・いじめや仲間外しに気づいたら、人権委員は学級の課題として教師に相談し、学校での話し合い活動を計画する。
- ・生徒会は生徒全体の問題としてとらえ、各専門部活動等を通じて集中的に解決のための活動を計画する。

## (3) 保護者の取組（計画）

### <防止>

- ・PTA活動の中で、啓発パンフレットの配布や研修会を実施することにより、いじめ問題に対する保護者の意識を高め、保護者の協力・理解を求めるとともに、PTA全体としていじめを許さない姿勢を示す。

### <早期発見>

- ・PTAだけでなく地域の関係団体との連携を密にし、学校外での生徒の生活状況等を把握し、情報を共有化する。

### <対処>

- ・PTAは学校と協力していじめられた生徒の保護者に対して、支援・協働の姿勢を示し、いち早く安心感を持てる状況を作るとともに、加害生徒の保護者に対しても、相談・助言の場を設定し、保護者が孤立しない状況をつくる。
- ・いじめが発生した状況を一般化して、いじめ防止活動にフィードバックできるようにする。

《年間計画》

月	取組内容	各組織との連携
4月	学校いじめ防止基本方針の確認 ホームページ上での公開 「仲間づくり」の取組 入学式、PTA総会での周知	<学校諸会議等> ○いじめ・不登校対策委員会 ○生活アンケート（毎月） ○命の講演会 ○学年・学級PTA ○学校評議員会・学校支援会議
6月	教育相談 被爆体験講話学習 時津っ子の心を見つめる教育週間 「命を見つめる」道徳授業公開	<生徒会活動> ○人権集会 ○生活委員会
7月	家庭訪問（1年） 三者面談（2年、3年） 第1回学校評価 学校支援会議	<PTA活動> ○PTA講演会 ○人権講演会
8月	平和祈念集会	
9月	長期休業明けの生徒観察・相談	<地域行事への参加> ○各地区における行事 ○地域の福祉施設や特別支援学校とのとの交流
10月	教育相談・個別面談 人権教育研究発表会	
11月	教育相談（1、2年） 三者面談（中3）	
12月	人権学習、人権集会 第2回学校評価	
1月	長期休業明けの生徒観察・相談	
2月	学校支援会議	
3月		